

## 集団回収支援事業（ルート維持費）【事業概要】

### 1 補助金事業開始の目的（理由）

古紙市況価格の変動により損失を被る区内のリサイクル回収業者を補助することによって、集団回収システムの安定を図り、資源循環を推進していくことが本補助金の目的である。

### 2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和49年 東京都が集団回収団体に対し、ランクによる報奨金支給を開始  
 平成4年 東京都から集団回収団体支援事業が区に移管され、「多層型資源回収システム推進要綱」を制定（報奨金：9円/kg従量制）  
 平成9年 ルート維持対策のため、業者支援金支給開始（雑誌を対象に5円/kg従量制）  
 平成10年 ルート維持対策品目を古紙3品に拡大（5円/kgに減額）  
 平成18年 分別回収の廃止に伴い、要綱を「資源回収システム推進要綱」に改正

### 3 補助金の概要

(1) 根拠法令

資源回収システム推進要綱（平成5年制定）

(2) 補助対象者

墨田区資源回収業者会

(3) 補助金の算定基準

古紙3品（新聞・雑誌・段ボール）の基礎単価が8円/kgを下回った場合に、3円/kgを上限として、当該月の回収量に応じて支給する。

(4) 予算の推移（5年間分）

単位：「千円」

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出予算額	6,000	6,000	6,000	6,000	5,000
歳出決算額	0	289	100	0	

### 4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

江東区・足立区 雑誌のみ、葛飾区 新聞のみ、江戸川区 古紙3品

【類似補助金】

なし

## 5 これまでの実績・成果

新聞・雑誌・段ボールの古紙3品は、集団回収において主要な位置を占めてきた。この担い手は、集団回収団体と資源回収業者である。長年にわたるこの二者の努力と行政の支援により、回収ルートが維持が図られてきた。古紙市況価格が急落し、8円/kgを下回る状況を放置しておくとなると、資源回収業者の経営圧迫、廃業ひいては区の集団回収ルートを失うこととなり、大量の紙類がリサイクルされずに可燃ごみとして排出される事態となる。

〔回収量〕

単位：kg

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新聞	3,982,360	3,868,125	3,731,725	3,485,580	3,453,215
雑誌	1,461,895	1,377,200	1,329,765	1,277,525	1,281,757
段ボール	1,136,575	1,115,595	1,135,575	1,126,990	1,195,054

## 6 課題

平成27年度に実施した「排出ごみ組成分析調査」においても、燃やすごみの中には、紙類が35.4%含まれていることから、これらを集団回収及び集積所回収に排出し、リサイクルルートに乗せられるようPR等を拡充していく必要がある。

## 7 今後の方向性

古紙取引の現況では、集団回収事業維持に有効な制度であるので、補助制度は継続していく。

## 集団回収支援事業（ルート維持費）【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
<b>C</b>	<p>必要性・公益性は一定程度あると思われるが、ごみの減量という目的を達成するための手段として、補助という金銭的なインセンティブにより誘導することが時代にあっているのかという議論があった。事業の目的や全体像がより明確に分かるように要綱を改善すべきである。区民の自主的な活動を更に推進する方法を検討し、一方で事業者については、自立に向けた取組を行うことが望ましい。</p>
<p>補助による一定の効果があり、対象者の見直し等により更に効果拡大が期待できる。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	4	1	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	5	4	2	1
	2	3	5	4
x	0	0	0	2

### 評価Bとした委員の意見

ボランティアやリサイクルと、それぞれに活動の目的は理解でき、行政の支援はそれなりの実績もあり、事業の一定の効果はあるかと思う。しかし、ボランティア活動等の多様化や、事業者への補助と市場価格との差といった観点からみると、改善の余地はあると思う。これからも多くの団体が関わって事業を支えていくのなら、支援する意味はあると考える。

廃棄物処理に係る諸問題を大所高所から見て、どうしたらごみの発生量を抑えられるかということが喫緊の課題と考える。費用に関しては課題があるが、このシステムを更に進めていくことで、ごみの減量化に関して価値のある取組と判断した。

### 評価Cとした委員の意見

公益性のある活動であるということは理解したが、要綱の表現からは、事業の全体像が捉えにくい。特に、区民と業者との役割分担がみえづらい。また、リサイクル活動を区民又は業者が行うことの意義や実際の効果が資料や説明からは分かりにくい。

本事業の主たる目的がごみの減量であるとの観点からすると、資源循環を推進する手段の一つとして、集団回収は実績数値も上がっているのも意味があることと考えた。ただし、報奨金や支援費を支給しなければこの回収ルートが維持できないのかという点は疑問が残る。ほかの回収手段のバランスやコスト効率性をもう少し詳細に見て、よりよい方法に向けての検討を継続してほしい。

リサイクル活動を行う上で、どの程度のリサイクルが実際に行われているのかを判断できる数値が乏しく、また、奉仕活動であるものの、報奨金や支援費もあり、もう少し精査しながら進めていかなければならないと考える。区民の自主的な奉仕活動を推進する上でも、その方法を改善するなど、もう少し説明がほしかったと感じた。

集団回収自体は、ごみの減量化が目的ということで、リサイクルシステムの構築、地域コミュニティの創出という面では一定の効果を出していると考えられる。しかし、ルート維持のための回収業者への補助金については、効果があまり出ていないので、見直しが必要と思う。今後集団回収のPRだけではなく、事業をより民間に広げ、NPO団体なども活用する等、要綱や施策の改善も検討してほしい。

## 評価Dとした委員の意見

事業自体には意味があり、ごみの減量という目的も達成しているが、補助金という観点だけでみると、5年間の実績推移は減少傾向にあり、今後の価格の暴落の予測もないということ踏まえると、回収業者への補助金の見直しが必要だと感じた。しかし、団体への報奨金は、集団回収の方がコストが低いことから、必要性は感じる。

# 墨田区住宅修築資金融資あっせん補助金事業【事業概要】

## 1 補助金事業開始の目的（理由）

住宅の修築等（修繕、模様替え、増築又は改築）に要する資金が不足する区民に対して、取扱金融機関への融資のあっせん及び貸付区分に応じた利子補助を行い、資金の円滑な調達を支援することで、安全性、耐久性及び居住性を高めるための住宅の修築等の促進を図り、区民が安心して住み続けることのできる住宅環境の確保に寄与する。

## 2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和52年度 一般・特別融資あっせんを開始  
 昭和53年度 道路交通騒音防止、防災対策（ブロック塀改造工事）融資を貸付区分に追加  
 平成8年度 防災対策融資に区の耐震診断助成を受けた上で実施する「耐震改修」を貸付区分に追加  
 平成17年度 アスベスト対策（吹付けアスベスト）融資を貸付区分に追加  
 平成23年度 東日本大震災により被害を受けた区民を対象に、震災復旧のための融資あっせんを行う特例措置（災害復旧住宅修築資金制度）を実施  
 平成25年度 申込人が取扱金融機関と融資契約締結時に加入する住宅融資保険から一般社団法人しんきん保証基金との保障委託契約に制度変更

## 3 補助金の概要

### （1）根拠法令

墨田区住宅修築資金融資あっせん要綱（昭和52年4月19日52墨区経発第107号）

### （2）補助対象者

- ア 申込人又は2親等以内の親族が区内に1年以上住所を有していること。
- イ 申込人の前年の所得額が1,200万円以下であること。
- ウ 特別区民税を完納していること。
- エ 申込時の年齢が満20歳以上であること。 等

### （3）融資あっせんの内容

貸付区分	対 象	内 容	
一般	住宅の居住性を高めるための修築等	・融資限度額 500万円（工事に係る金額の範囲） ・融資利率 年利2.6% ・返済方法 元金均等月賦償還 ・融資期間 300万円までは7年以内、300万円を超え、500万円までは10年以内	
特別	高齢者		対象者の専用室を設ける、又は生活しやすくなるような住宅構造の改善を図る修築等
	障害者		
道路交通騒音防止	道路に面している住宅部分の開口部、内壁、空気調整機等の改良工事又は取付工事		
防災対策	耐震対策のために公道等に面したブロック塀の改造工事 耐震診断の結果に基づいた改修工事		
アスベスト対策	吹付けアスベストの除去及び復旧又は囲い込み等の修繕工事		

(4) 区による補助

内 容	金 額
利子補助 (融資利率：年利2.6%)	貸付区分が特別又は道路交通騒音防止 半額(1.3%分) 貸付区分が防災対策又はアスベスト対策 全額(2.6%)
保証料補助	一般社団法人しんきん保証基金との保証委託契約に伴い支払った保証料の全額

(5) 予算の推移(5年間分)

単位：千円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	2,000	2,554	1,713	2,562	2,332
歳出決算額	1,540	1,656	1,209	1,263	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

実施 11区(うち1区は新規受付休止) 未実施 11区  
補助金額等の設定については、実施している11区と同程度である。

【類似補助金】

特別区分対象者(高齢者、障害者)については、高齢者自立支援住宅改修助成(高齢者福祉課 1)、住宅設備改善費助成(障害者福祉課 2)を併せて利用できる場合がある。

また、防災対策区分のうち、耐震改修を行う場合は、耐震改修助成(防災まちづくり課 3)を併せて利用可能である。

- 1 区内に居住する65歳以上の高齢者に対する手すりの取付け等、居室内での行動を容易にするための住宅改修費用の助成
- 2 区内に居住する重度の肢体不自由の方に対する居住する住宅の玄関等の改善等、日常生活を容易にするための住宅改修費用の助成
- 3 旧耐震基準の住宅の耐震性能を向上させる耐震改修工事費用の助成

5 これまでの実績・成果

(1) 実績(活動指標)

「( )は目標値」

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
申請件数	12件(20)	2件(10)	0件(7)	4件(4)	0件(6)

(2) 成果・効果(成果指標)

「( )は目標値」

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
決定件数	12件(20)	2件(10)	0件(7)	4件(4)	0件(6)

6 課題

新規申込件数は、年度によって大きな差異があるため、区民に事業の更なる周知を行い、実績の向上を図る必要がある。

7 今後の方向性

住宅の安全性及び居住性を高め、良好な住宅環境を維持するためには、適切な時期に必要な修築等を行うことが不可欠である。本事業の実績として、高齢者区分での利用が多く、今後も一定の需要が見込まれるため、引き続き、区内信用金庫の協力を得て本事業を実施していく。

## 墨田区住宅修築資金融資あっせん補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
<b>E</b>	<p>住宅施策における補助の必要性は認められるが、実績が少なく、本当に支援が必要な方に支援できているのか疑問がある。木密地域の課題に照らし、制度が合っているのか精査すべきである。補助金については、対象者、支援内容等、制度全体について、今後の生き方やライフプランに合わせて改修する動機付けができるような抜本的な見直しを行う必要がある。</p>
<p>補助の効果は高くなく、手段の見直しを図っても、効果拡大は期待できない。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	0	3	2

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	1	0	0
	2	5	4	5
×	2	1	3	2

### 評価Bとした委員の意見

個人のニーズと社会の課題として改善していくものという点では目線が違うと思う。申請数が少なくても、区の長年のまちづくり政策の課題として木密の解消があり、インセンティブが低く、一生に数回程度しか改修しない住宅において、区としては緊急に木密の解消を進めたく、何らかのテコ入れをしていきたい、どのような形でも接点を作ろうとする意思があるのではないかと考えている。いわゆる外部不経済の問題。とにかくまちの空間としての課題解決に向かおうとする方策のひとつに、この事業のようなツールがあるのだと思う。ただ、本当に支援が必要な層にアプローチできていない、申請の相談はあっても実際に助成しなかったというケースもあるので、改修を実際に促進する方法を更に検討してほしい。

耐震化の対応については工夫しているようだが、全般的に時代にあっていない。生活困窮者の方への対応になっていないと思う。都からの上意下達的なものではなく、この制度は区の独自の考え方でもっと踏み込んで対応を検討してもらいたい。

## 評価Dとした委員の意見

実績値が非常に低く、どのくらいのニーズがあるのか、それともニーズが合っていない制度であるのか、疑問を感じる。住宅の改修に係る金額の補助であるが、本当に支援が必要な方に実施されているのかという点にも疑問が残る。実際に補助対象者になっている方は、補助を受けなくとも改修することができるのではないかという印象がある。本当に支援が必要な方たちへの支援について今後検討を進めるとともに、ニーズに合っているかも含めて見直しが必要だと思う。

実績も少なく、対象者に偏りがあると思う。対象者の所得制限が1,200万円以下という点も見直すべきだと思う。ただ、平成23年度に震災の影響で数が増加したことを考えると、災害の多い日本において災害対応としては効果があると思うが、制度の目的とは合っていないので見直しが必要だと思う。討議の中にあつたように、本当に支援が必要な方に支援が行きわたるよう、制度全体の見直しが必要だと思う。

あっせん補助事業として、かなり見直しが必要だと思う。防災対策やアスベスト対策、高齢者・障害者の方が改修する場合といった支援内容などをもう一度吟味し、区民一人ひとりが、今後の生き方やライフプランに合わせて改修する動機付けができるような各人のニーズや時代にあつた制度となるよう見直す必要がある。

## 評価Eとした委員の意見

木密地域については、金銭的理由だけでなく、なかなか改善できない理由がある。例えば年齢、権利関係等、補助制度以前の課題があることも事実だ。その点から、この制度がどの程度効果があるのかについては、平成27年度の実績がゼロということが表しているのではないかと感じる。すでに区民が魅力を感じない制度になってしまっている表れと思う。議論にもあつたが、高齢者の方たちが積極的に改修やリノベーションをしようという動機付けが起きない点、経済的理由、ライフプラン等様々な理由が考えられる。現状の制度のように、申請者に限度額までを補助をするというだけではなく、例えば、足りない資金は、無利子で貸し付ける、実態に合った金額に上げる、二世帯にわたる融資など、根本的な見直しが必要だと思う。したがって、この金額を予算化するのであれば、今の時代にあつた制度づくりに大きく改めていくことが適当ではないかと考える。

実績も少なく、事業の目的と区民のニーズが合っていないと感じる。時代の変化にも対応していると思えない。「墨田区に住み続けたい人」への、本当に必要な支援であるかを検討し、対象者や物件などの対象が適切かを見直すべきであると考えます。



# 動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業【事業概要】

## 1 補助金事業開始の目的（理由）

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）は、原因をたどれば捨て猫や外で飼われているペットの猫が繁殖したものである。飼い主のいない猫が地域で増えると、糞尿やエサやりなどによるトラブルが住民間に発生しやすくなる。しかし、狂犬病予防法で規定されている犬と異なり、猫については行政が捕獲することができない。

そこで、本事業は、飼い主のいない猫の問題を地域で主体的に解決する区民を対象に猫の不妊去勢手術費用の一部を助成することで、猫の繁殖を抑え、区民の良好な生活環境の保持を図るとともに、区民の地域活動を支援し、動物愛護精神の普及と人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的として実施する。

## 2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

平成18年度から実施している本事業は、事業開始直後から申請件数が増加していた経緯がある。このため、平成22年度に予算を増額して対応し、同年度には申請件数が653件、手術数が449頭とピークを迎えることとなった。その後、申請件数は漸減し、平成25年度には平成22年度の7割まで減少したことから、平成26年度からは予算の減額を行っている。

本事業開始以降、区内の3,200頭近くの野良猫に手術が実施されたこととなり、平成23年度だけで見ると、明らかに減数が進んでいると思われる。

近年、野良猫対策としては捕獲・手術を行い、元居た場所で飼育して生涯を全うさせて減数させるやり方（TNR）が一般的方法として認知されており、この活動が区内にも浸透している。このため、これまで区内のTNR活動は個人が実施していることが多かったが、地域の区民や町会単位で活動されることも多くなってきている。

## 3 補助金の概要

### （1）根拠法令

墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱（平成18年7月制定）

### （2）補助対象者

墨田区内に住所を有し、区内に生息する飼い主のいない猫を区内の動物病院で不妊・去勢手術を受けさせた後、生息する地域に戻して当該飼い主のいない猫の管理する活動を行う区民

### （3）補助金の算定基準

動物病院での猫の不妊手術又は去勢手術にかかった費用の半額。ただし、オスの去勢手術にあつては5,000円、メスの不妊手術にあつては1万円を上限としている。

### （4）予算の推移（5年間分）

単位：円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	3,600,000	3,600,000	3,600,000	2,600,000	2,600,000
歳出決算額	2,415,800	2,221,875	2,561,600	1,969,820	1,855,610

#### 4 他区の実施状況・類似補助金の有無

##### 【他区の状況】

平成25年度から23区全区において猫の不妊手術等に関する助成事業を実施している。なお、助成金額、助成対象者及び助成活動内容は、各区の状況により異なっている。

##### 【類似補助金】

なし

#### 5 これまでの実績・成果

##### (1) 実績(活動指標)

活動指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
申請件数(件)	630	580	582	463	433
助成件数(件)	424	326	347	523	236

申請後に猫の捕獲を行うため、助成の承認を受けたものの、捕獲できずに承認の有効期限(2か月)を経過して助成に至らなかったものがあるため、「申請件数>助成件数」となっている。

##### (2) 成果・効果(成果指標)

成果指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
都動物愛護相談センターの 区内猫取扱頭数	31	43	14	12	
猫に関する苦情件数	36	66	60	86	53

#### 6 課題

不妊去勢手術によって飼い主のいない猫の繁殖を抑えることは重要である。これまで個人で行われる活動が中心であったが、近年になって地域や町会が主体となって行う活動へと広がりを見せており、地域活動支援の推進が必要となってきている。

その一方で、飼い主のいない猫の供給源となり得る「捨て猫」対策として、ペットの飼い主に対する普及啓発を強化する必要がある。

#### 7 今後の方向性

猫の寿命やこれまでの申請件数の推移からみて、本事業の成果が表れてきており、今後も本事業を継続していく必要がある。その上で、本助成制度が広く認知される中であって、TNR活動が地域への活動として広がりを見せていることから、地域活動の推進について一層の普及啓発を行っていく。

また、あわせてペットの飼い主に対し、動物の愛護と管理に関しての普及啓発活動を推進し、適正飼育の普及啓発をこれら区民との協働で行っていく。

## 動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
<b>C</b>	<p>飼い主のいない猫を増やさないという補助の効果は一定程度あると思われるが、効率性・適格性に疑問がある。当面は継続しつつも、地域の環境・衛生の保全について近隣住民の理解を深め、飼い主に対する意識改善や飼い主のいない猫を増やさないための新たな飼い主探し等の政策を検討すべきある。</p>
補助の継続は必要であるが、効果が高くないため、見直しが必要である。	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	3	1	1

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	4	4	0	1
	3	3	6	4
×	0	0	1	2

### 評価Bとした委員の意見

生活環境保持の観点からは本事業が最も有効な手段とは考えられないものの、動物の愛護の観点とのバランスを図った無難な施策であると思う。ある程度効果も上がっており、一定程度の必要性があると思う。公益性も目的は達成できていると思う。しかし、根本的問題解決には、飼い主に対する終生飼養の普及啓発の強化が、野良猫を減らすために非常に重要と考える。

野良猫を増やさないための対策としては、一定の効果は出ている。しかし、野良猫を減らし、「地域猫」を増やす施策は、本当に動物愛護精神の普及に繋がっているのか疑問である。地域の美化活動の一環という趣旨であるが、本当に大切なことは、生き物の命に関する問題であると捉えて本来の目的を考えながら事業を展開してほしいと思う。

### 評価Cとした委員の意見

実績の点では、現段階では必要性があると思うが、野良猫によるトラブルを解決し、地域の衛生や生活環境を保持するという本来の趣旨に照らすと、根本的解決に至るコストに時間や手間がかかり過ぎ

ていて、効率性に問題があると考える。今後、補助件数が増加していった場合、町会の美化活動として定着していくのか、町会の活動に馴染むのかどうか、今後新たな課題が生ずることになりそうだという点では、適格性に問題があると感じる。

本制度は、動物の愛護という観点からみると、様々な課題があると考える。区の独自性や自主性が感じられない。生き物をなぜ飼うのかという原点に立ち返るとこのシステムを否定するわけにもいかない。

個人や自治体の負担は大きく、根本的解決には至っていないと思う。現状当面の対策としてはある程度の必要性を感じる。しかし、長期的に考えると、野良猫問題の対策が根本的に必要だと感じる。

## 評価Dとした委員の意見

街の美化活動の一環、飼い主のいない猫に対する事業であるが、野良猫に対する複雑かつ困難な苦情も多くなってきている。地域の環境・衛生の保全について近隣住民の人たちの理解を深め、動物愛護と飼い主に対する意識改善など管理面を重視して実施していくことが必要と考える。

## 評価Eとした委員の意見

区が公金を用いて行う施策として、最終的に地域環境の保全が目的であるならば、野良猫は限りなくゼロにしていくことが有効だと思う。しかし、飼い猫にはできないが、地域猫なら良いという現行の考え方は、政策としては矛盾するのではないかと思う。飼い主のいない猫がいることで、子どもたちが砂場遊びができない、近隣での糞尿、鳴き声の問題等、環境面での地域の不利益が発生しており、不利益が多いことに公的資金を提供することは、政策として適当とはいえないと考える。そもそも飼い猫と地域猫をどうやって見分けるのか？誰の責任によって捕獲して手術を施すのか、猫を増やさないこと、不妊手術をして地域に放すことが動物の愛護なのか疑問が残る。